

# 遺言と法務局における自筆証書遺言書保管制度（全2回）

近年、「終活」という言葉をよく耳にするようになりました。これは自分が亡くなった後、残された人たちが困ることのないよう自身の身辺整理をする意味での総称として使われるようになった言葉です。遺言もそんな「終活」の一つとして注目されています。しかし、「遺言」と耳にはしたことがあるけれど、それはそもそもどのようなものなのか、どのような場合に書くのか、どのようにして残せばよいのか、また、どのように保管しておけばよいのかなど分からないことがたくさんあるという方がほとんどではないでしょうか。そこで「遺言」と「法務局における自筆証書遺言書保管制度」というテーマを全2回でお届けします。

## 第1回 遺言 ～遺言って何ですか

### 1 「遺言」とは

遺言とは、自分の財産をどのように次の世代に引き継ぐのかなどを書面（遺言書）にして残す遺言者（遺言書を書いた人）の意思表示のことです。遺言の効力は、遺言者の死亡の時から発生します。

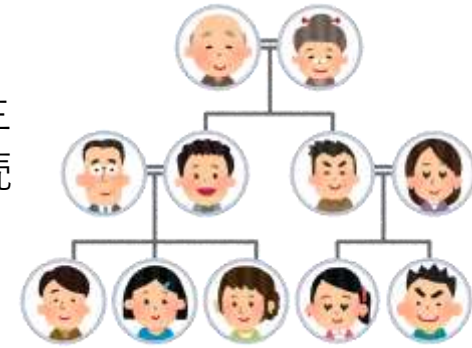
人生100年時代といわれるようになった現代、まだ70代だから遺言を書くにはまだ早いと思われるのではないのでしょうか。遺言書は15歳以上であれば、誰でも作成することができますが、遺言をする時には、作成した遺言書の内容を理解し、その遺言の結果を認識できる遺言能力が必要とされています。そのため、遺言書は御自身が遺言の内容を理解・認識できる元気なうちに作成しておくことをおすすめします。



## 2 遺言はどんな場合に残すのか

遺言を残すと良いとされる例はいくつかあります。例えば、夫婦の間に子どもがない場合や相続人以外の人に財産をあげたい場合、相続人間で争いが起こる可能性がある場合などがあります。夫婦間に子どもがおらず、夫が死亡した場合の法定相続人は、妻と夫の親又は兄弟姉妹（親が既に死亡している場合）となり、兄弟姉妹が死亡している場合は、その子である甥、姪が相続人となり相続関係が複雑化します。このようなときに遺言を残し、誰にどの程度の財産を相続するのかを決めておくことで安心です。また、相続人以外の人に財産をあげたい場合でいうと、例えば、内縁の妻としてパートナーと事実上の夫婦関係を築いている場合、パートナーが亡くなっても内縁の妻は法定相続人に当たりません。そのため、死亡後に自身が所有する財産をパートナーへあげたい場合は、前もって遺言を残しておくことが必要です。

そのほか、相続人間で現に争いがある場合はもちろんのこと、争いが発生する心配がないと思われる場合でも、遺言書を作成し、相続する財産や相続人を特定しておくことで円滑な相続手続きが実行できるようになりますので、将来のことを考え、遺言を残しておくことが良いでしょう。



## 3 遺言にはどのような種類があるか

主に遺言には3つの種類があります。①公正証書遺言、②自筆証書遺言、③秘密証書遺言です。このうち一般的によく使われているのは、①公正証書遺言と②自筆証書遺言です。



## 4 公正証書遺言

### (1) 公正証書遺言とは

公正証書遺言とは公証役場の公証人に遺言の内容を伝え、公証人によって遺言書の文面を作成してもらい、その後、証人2名の立会のもと作成された遺言書の内容を確認し、遺言書を公証役場に保管するという方式の遺言です。この方式の遺言は、財産の価格によって費用が発生しますが、将来的に方式の不備で遺言が無効になる可能性が低く、公証人が本人と面談するため、遺言能力が問題になるリスクも低いとされています。

### (2) 証人

公正証書遺言を作成するときは、必ず2人以上の証人に立ち会ってもらわなければなりません。遺言に立ち会う証人は、遺言が本人（遺言者）の意思によって述べられ、正しい手続によって公正証書遺言書が作成されたものであることを証明する役割を担っています。

### 【メリット】

- 身体に障害等があり外出が困難でも公証人に出張をしてもらい遺言書を作成することができる。
- 遺言書の原本を公証役場で保管するため、変造や紛失のおそれがない。
- 相続発生後、家庭裁判所の検認が不要なため、すぐに相続手続が可能になる。

### 【デメリット】

- 遺言書の内容を公証人と証人に知られる。  
(公証人には守秘義務があります。)
- 遺言書作成には、財産の価格に応じて費用が発生し、高額になることもある。
- 遺言書を保管していることが相続人等に通知されないため、相続人等が遺言の存在に気づかず、遺言に基づく相続手続が執行されないおそれがある。

## 5 自筆証書遺言

### (1) 自筆証書遺言とは

自筆証書遺言とは、民法で定められた方式に従い、自分自身で紙に書いて作成する方法の遺言です。

これまで自筆証書遺言は、遺言者が本文・日付・氏名等を手書きし、押印する必要がありました。全て手書きする必要があったため、相続人や財産の種類が多い人にとっては負担が大きいものでした。2019年に相続法が改正されたことにより、遺言書本文は自筆で書く必要がありますが、財産目録についてはパソコンで作成したり、預金通帳等のコピーの添付で代用できるようになりました。

### (2) 自筆証書遺言書の作成方法

#### ① 本文、財産目録の全てを手書きで作成する場合

まず、タイトルとして「遺言書」と書き、次に本文・日付・氏名を手書きし、末尾に押印します。

#### ② 本文を手書きし、財産目録はパソコンで作成する場合

本文を手書きした上で、パソコンで財産目録を作成し、パソコンで作成したものを「別紙」として添付します。財産目録には遺言書本文と同様に署名・押印が必要です。

#### ③ 本文を手書きし、財産目録は預金通帳等のコピーを添付して作成する場合

本文を手書きした上で、遺言書の別紙として預金通帳等のコピー（銀行名・支店名・名義人・口座番号。預貯金の種類が分かるページ）を添付します。この作成方法においても財産目録には、遺言書本文と同様に署名・押印が必要です。



#### 【メリット】

- いつでも手軽に遺言書の作成ができる。
- 相続発生まで遺言書の内容を誰にも知られることなく作成することができる。
- 費用があまりかからない。

#### 【デメリット】

- 自分で遺言書を作成するため、方式の不備や内容の誤りで遺言が無効になる可能性がある。
- 変造・紛失・盗難のおそれがある（法務局で遺言書を保管することで防止することができます。）。
- 相続手続の前に家庭裁判所の検認を受ける必要があるため、相続手続に時間を要する（法務局に遺言書を保管した場合は、検認不要 ※第2回で説明します）。

遺言についてお分かりいただけましたでしょうか。これを機会にぜひ遺言について考えてみてください。また、遺言を残す場合は、遺言を書かれる方の周辺状況やその他の事情等を踏まえ、公正証書遺言にするのか、それとも自筆証書遺言にするのか、色々と検討してみてください。

今回は、令和2年7月10日から始まった、自分で作成した遺言書（自筆証書遺言書）を法務局で保管する自筆証書遺言書保管制度について説明します。



遺言書・自筆証書遺言書保管制度について御不明な点等ございましたら、お気軽に法務局までお問合せください。

広島法務局東広島支局総務係  
☎082-423-7707



遺言書ホカンガルー